

7 公的年金制度一元化の改革の歩みについて

昭和 59 年 2 月 公的年金制度の一元化に関する閣議決定

- ・国民年金の適用を厚生年金・共済年金に拡大すること
- ・基礎年金を導入し、被用者年金を基礎年金の上乗せ制度とすること
- ・昭和 70 年（平成 7 年）を目途に公的年金制度の一元化を完了させること



昭和 59 年 4 月 地方公務員共済組合の財政単位の一元化（平成 2 年 4 月完了）

- ・地方公務員の年金制度の健全な運営を維持し、年金財政基盤の安定化を図る。



昭和 60 年 公的年金関係法改正（昭和 61 年 4 月施行）

- ・基礎年金の導入による一階部分の一元化
- ・二階部分の給付の公平化（基礎年金に上乗せする報酬比例年金として整理）
- ・船員保険 厚生年金法へ統合



平成元年 12 月 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」 の成立（平成 2 年 4 月施行）

- ・被用者年金制度全体の安定を図るため公的年金制度の一元化を完了するまでの間の当面の措置として被用者年金制度間において費用負担調整制度創設



平成 13 年 3 月 「公的年金制度の一元化の推進について」閣議決定

①公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- ・就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図ること
- ・国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ること
- ・速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施すること

②さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政

単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく 21 世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。



平成 13 年 6 月 農林漁業団体職員共済組合の厚生年金統合法案の成立

- ・「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」（法律第 101 号）（平成 14 年 4 月施行）



平成 16 年 5 月 「国民年金法等の一部を改正する法律案修正」

- ・社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合をはかり、公的年金制度について必要な見直しを行うこと
- ・公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うこと

「国民年金法等の一部を改正する法律（法律第 104 号）」



平成 16 年 6 月 地方共済年金と国共済年金の財政単位一元化等の法案成立

- ・組織・制度は、それぞれ独立したまま、地方共済と国共済の財政単位を一元化し、両制度間で互いに助け合うように財政調整を行い、より安定的な財政運営を図ること

（平成 16 年 10 月施行）

- ・市町村連合会を構成する共済組合の年金給付事業の一元的処理を図ること

（平成 19 年 4 月施行）

「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（法律第 132 号）」



平成 18 年 4 月 28 日 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」 閣議決定

被用者年金制度の一元化については、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、これを行うものとする。

- ・被用者年金制度の保険料率を平成22年から厚生年金保険の保険料率(18.3%)に統一
- ・積立金の仕分けは、各共済年金の保険料で賄われる1・2階部分の支出に対する水準を厚生年金保険における同水準となるよう、共通財源として仕分け
- ・仕分けた後に残る積立金を、現行の職域部分の廃止前の期間に係る給付費（既裁定年金及び

未裁定の過去期間分)に充てること

- ・追加費用等については、恩給期間に係る給付について、27%減額
- ・職域部分について、公的年金としては平成22年に廃止。新たに公務員制度としての仕組みを設けること
- ・積立金の管理・運用については、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用。運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等の運用ルールは統一
- ・運用主体の在り方については、更に検討
- ・各共済年金の貸付等の独自運用については、必要な範囲で確保
- ・制度的な差異の取扱いは、厚生年金保険に揃えること
- ・事務組織等の取扱いについては、無駄のない効率的なものとする
- ・事務組織の在り方にかかわらず、年金相談等の情報共有化を推進



平成 18 年 12 月 19 日 「政府・与党年金制度改革協議会」

「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」了承

- ・被用者年金一元化の基本的な考え方
- ・老齢年金の在職支給停止
- ・障害年金の在職支給停止について
- ・加給年金額に関する加入期間について
- ・国会議員・地方議会議員の支給停止について
- ・地方公共団体の長加算の特例の廃止について
- ・追加費用等について(文官恩給及び郵政公社・旧三公社分等の取扱い)
- ・制度体系、事務組織、積立金の管理運用の取扱い等
- ・新たな公務員制度としての仕組みについて



平成 22 年 12 月 14 日 「社会保障改革の推進について」 閣議決定(抜粋)

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

〔社会保障改革に係る基本方針〕

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。

○政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

○上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。



平成 23 年 8 月 26 日より 「社会保障審議会年金部会」 開催

○「成案」に盛り込まれた年金制度改革のうち、「現行制度の改善」に関する項目（最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等）の実現に向けた検討を進めることとされた。



平成 24 年 2 月 17 日 社会保障・税一体改革大綱について（閣議決定）

○与野党協議が進まなかったことから、社会保障・税一体改革素案がほぼ原案通りに社会保障・税一体改革大綱とされた。



平成 24 年 8 月 10 日 被用者年金一元化法可決・成立（22 日公布）



平成 24 年 11 月 2 日 「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（年金払い退職給付法案）閣議決定・第 181 回臨時国会提出

・被用者年金一元化法附則第2条等を踏まえ、地方公務員共済年金の職域部分の廃止に伴い、地方公務員の退職給付の一部として、「年金払い退職給付」を設けるなど、所用の措置を講ずる。



平成 24 年 11 月 16 日 年金払い退職給付法可決・成立（26 日公布）



平成 25 年 8 月 1 日 「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」 施行

・追加費用財源の恩給期間にかかる給付について、負担に見合った水準まで一律に 27%減

額する（ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しないという配慮措置を設ける）。



**平成26年12月1日 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」
施行**

- ・ 番号法による特定個人情報の照会及び提供を行う共済組合等が情報提供ネットワークを仕様するために必要とされる情報システム（中間サーバー等）の開発及び運用に関する事業が追加された。

平成27年10月1日 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」施行

- ・ 施行日以後に受給権が発生する職域加算額について、改正前の法律等を適用する際の読み替え規定を設ける。
- ・ 施行日前に受給権が発生した退職共済年金等について、施行日以後に適用する在職支給停止の計算方法に変更による影響を緩和するための配慮措置等が設けられた。